

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、首都直下地震の帰宅困難者等対策について、自助・共助・公助の総合的な対応を図るため、国、地方公共団体、企業等がそれぞれの取組に係る情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取組むべき横断的な課題について検討することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、別紙1の協議会構成員をもって組織する。

2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）及び東京都副知事が共同で務める。

3 座長は、協議会構成員以外の者で帰宅困難者等対策に関わりが深い者をオブザーバーとして協議会へ出席させることができる。

(協 議 会)

第4条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。

3 協議会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席した協議会構成員の過半数をもって決する。

(幹 事 会)

第5条 協議会の円滑な運営を補助し、実務的な課題を検討するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会構成員及び協議会オブザーバーの所属する機関から、別紙2の構成員をもって組織する。

3 幹事長は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）及び東京都総務局総合防災部長が共同で務める。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見等を求めることができる。

5 その他の幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(ワーキンググループ)

第6条 特定の議題について検討を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成については、幹事長が定める。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(事 務 局)

第7条 協議会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）付及び東京都総務局総合防災部が共同で処理する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年9月20日より施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月22日より施行する。

附 則

この規約は、平成24年3月9日より施行する。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会構成員

座長	内閣府政策統括官（防災担当）
座長	東京都副知事
	総務省総合通信基盤局長
	総務省消防庁次長
	国土交通省道路局長
	国土交通省鉄道局長
	国土交通省自動車局長
	茨城県副知事
	埼玉県副知事
	千葉県副知事
	神奈川県副知事
	横浜市副市長
	川崎市副市長
	千葉市副市長
	さいたま市副市長
	相模原市副市長
	東京都新宿区長
	東京都立川市長
	社団法人電気通信事業者協会専務理事
	日本放送協会理事
	社団法人日本民間放送連盟専務理事
	社団法人日本経済団体連合会防災に関する <u>委員会</u> 委員長
	日本商工会議所まちづくり特別委員会委員
	兼東京商工会議所まちづくり <u>委員会</u> 委員長
	社団法人不動産協会理事長
	東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長
	社団法人日本民営鉄道協会理事長
	東京都交通局長
	公益社団法人日本バス協会理事長
	社団法人全国乗用自動車連合会理事長
	社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
	全国石油商業組合連合会副会長兼関東支部長
	関東トラック協会会長
	日本赤十字社事業局長
	東京災害ボランティアネットワーク代表
	連合関東ブロック連絡会会長
オブザーバー	東京都八王子市長（前構成員）
	警察庁警備局警備課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
	警視庁警備部災害対策課長
	東京消防庁予防部防火管理課長

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会幹事会構成員

幹事長 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）
幹事長 東京都総務局総合防災部長
警察庁警備局警備課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課長
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
国土交通省水管理・国土保全局防災課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
国土交通省道路局国道・防災課長
国土交通省鉄道局鉄道業務政策課長
国土交通省自動車局旅客課長
茨城県危機管理監
埼玉県危機管理防災部長
千葉県防災危機管理監
神奈川県安全防災局危機管理部長
警視庁警備部災害対策課長
東京消防庁予防部防火管理課長
横浜市消防局危機管理室危機管理部長
川崎市総務局危機管理室長
千葉市市長公室長
さいたま市総務局危機管理部長
相模原市危機管理監
東京都新宿区区長室長
東京都八王子市生活安全部長
東京都立川市市民生活部長
社団法人電気通信事業者協会企画部長
日本放送協会報道局災害・気象センター長
社団法人日本民間放送連盟番組部長
社団法人日本経済団体連合会政治社会本部長
東京商工会議所地域振興部長
社団法人不動産協会事務局長
東日本旅客鉄道株式会社執行役員鉄道事業本部安全企画部長
社団法人日本民営鉄道協会常務理事
東京都交通局総務部安全対策推進課長
公益社団法人日本バス協会総務部長
社団法人全国乗用自動車連合会常務理事
社団法人日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会委員長
全国石油商業組合連合会関東支部副支部長
関東トラック協会専務理事
日本赤十字社事業局次長兼救護課長
東京災害ボランティアネットワーク事務局長
連合関東ブロック連絡会事務局長